

ご逝去後の役所・公的手続きチェックリスト

(※故人様の状況により不要なものもございます。まずは上から順にご確認ください。)

1. 【期限あり】すぐに行うべき手続き(14日以内)

済	手続き名	期限	場所	備考・必要なもの
<input type="checkbox"/>	年金受給停止の連絡	10～14日	年金事務所	年金手帳、死亡診断書(写)
<input type="checkbox"/>	介護保険証の返却	14日以内	市役所窓口	介護保険被保険者証の返還
<input type="checkbox"/>	住民票の世帯主変更	14日以内	市役所窓口	本人確認書類、印鑑
<input type="checkbox"/>	国民健康保険の脱退	14日以内	市役所窓口	故人様の健康保険証の返還

2. 【重要】お金が戻ってくる手続き(給付金)

※申請しないともらえませんので、忘れずに行いましょう。

| 済 | 手続き名 | 期限 | 受取額(目安) | 備考 |

| | 葬祭費の請求 | 2年以内 | 3万～7万円 | 国保・後期高齢者医療の方 |

| | 埋葬料の請求 | 2年以内 | 5万円 | 社会保険(勤務先の健保)の方 |

| | 未支給年金の請求 | 5年以内 | 数ヶ月分 | 亡くなった月までの年金を受給 |

3. 【速やかに】生活・インフラに関する手続き

済	手続き名	連絡先・場所	備考
<input type="checkbox"/>	電気・ガス・水道	各各営業所	名義変更、または解約の手続き
<input type="checkbox"/>	電話・スマホ	各通信会社	承継(引き継ぎ)または解約
<input type="checkbox"/>	運転免許証の返納	警察署	有効期限内であれば返納
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	各カード会社	悪用防止のため、早めの利用停止

【専門家への相談が必要な手続き】

以下の手続きは、専門知識(司法書士・税理士等)が必要な場合がございます。

- 不動産の名義変更(相続登記):法務局での手続きが必要です。
 - 預貯金口座の凍結解除:各金融機関での手続きが必要です。
 - 相続税の申告:お亡くなりから10ヶ月以内に行う必要があります。
-

ご遺族様へのアドバイス

役所へ行かれる際は、以下の3点をセットで持参されるとスムーズです。

1. 認印(朱肉を使うもの)
 2. ご自身の身分証明書(免許証など)
 3. 故人様の各種被保険者証(保険証・年金手帳など)
-

【地域の安心相談窓口】

お手続きで迷われた際や、お墓・お仏壇のご準備については、いつでも弊社へご連絡ください。

藤井葬祭・縁 藤井石材店

担当者:藤井由美(直通:090-8243-5223)

相談無料:084-947-2279

